



# 情報(第160号)



令和4年10月28日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

鶏頭：猛暑に強く、咲くと花持ちがとてもよい (令 4.10.23 周南市須々万)

## 雇用保険の基本手当の受給

雇用保険制度の中心的な給付は、「基本手当」であり、それは、被保険者の方が、定年、倒産、契約期間の満了等により離職したときに、再就職していただくために支給されます。この給付について解説を行っていきます。



### 1 受給資格

以下の二つです。一つ目として、一定以上の被保険者期間を有すること、二つ目として失業していることです。

#### (1) 被保険者期間

「保険」制度であり、保険とは予測不可能な未来の危険に予め保険料を掛けて備える趣旨です。そのため、保険料を掛けてもいないのに給付することはできません。この趣旨から、原則として、離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 か月以上必要です。ただし、特定受給資格者又は特定理由離職者(次項参照)については、離職の日以前 1 年間に、被保険者期間が通算して 6 か月以上あればよいことになっています。

被保険者期間は、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から遡及して 1 か月ごとに区切っていき、当該期間の賃金支払基礎日数が 11 日以上又は賃金の支払基礎時間数が 80 時間以上ある月を 1 か月として計算します。

#### (2) 失業状態

ハローワークにおいて求職申込みを行い、就職する積極的意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人及びハローワークの努力によっても、職業に就くことができないときを「失業」といい、その認定を受けた日について支給されます。

次のような状態にあるときは、失業ではなく基本手当は受給できません。

- ① 病気やけがのため、すぐには就職できないとき
- ② 定年退職して、将来、就職するとしても、しばらくの間、休養する意思であるとき

### 2 特定受給資格者及び特定理由離職者

気の毒な離職者を救済する定義で、中心的なものを掲げると次のとおりです。このような方々は、被保険者期間が一定以下でも救済されるわけです。

#### (1) 特定受給資格者

「倒産」等により離職した者、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者等です。

#### (2) 特定理由離職者

期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者、体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者等です。

### 3 所定給付日数

保険制度では、一定金額、一定期間を定めて給付がされることとなります。こうしないと財源をいくら確保したらよいかわからないからです。こうしたことから、基本手当を受給できる日数の上限が次表のとおり定められており、これを所定給付日数と呼びます。

特定受給資格者、特定理由離職者では、次表より厚く、また、細分化されていますし、所定給付日数が長くなっています（就職困難者を含みます）。

【所定給付日数】特定受給資格者、特定理由離職者、就職困難者を除く

雇用保険被保険者期間	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
所定給付日数	90 日	120 日	150 日

### 4 受給期間

離職した以降、いつでも給付することにしたのでは、早期の再就職の意思がそれがれ、制度上の管理費用も多くかかることになるため、受給期間を定めています。

その受給期間は、原則として、離職した日の翌日から 1 年間となります。

ただし、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き 30 日以上働くことができなくなったときで、それによって受給期間が満了することは、給付の剥奪に等しく、受給期間を延長することができます。具体的には、前記の働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。その場合でも延長できる期間は最長 3 年間となります。

なお、制度改正によって、本年 7 月 1 日以降、事業を開始等した方が事業を行っている期間は、最大 3 年間受給期間に算入しない特例が新設されました。わかりやすくいいますと、脱サラして起業したがうまくいかず再度就職しようとするときに、4 年間（1+3）は、受給期間があることとなります。

ただ、事業がうまくいかなかったらということで、起業者に対してこのような配慮が必要なのでしょうか。

### 5 受給期間延長手続き

前項の措置を受けようとする場合、前項の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができなくなった日の翌日以降、早期に住所又は居所を管轄するハローワークへ申請することが原則です。延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請は可能となっています（代理人によること又は郵送でも可能）。

### 6 幸せな人生

ところで、当職は、平成 28 年秋に平成 29 年 7 月末の退職を決め、最初は、どこかの社会保険労務士事務所又は弁護士事務所で修行することも想定し、平成 29 年 4 月には、現役労働者でありながら求職申込みをしました。

しかし、修行に協力していただける職はなく、起業を決断した 8 月に求職申込みを取り下げ、基本手当を受給することはありませんでした。一度も失業することがなかったわけで、幸せな人生です。